

**広報部活動紹介**

私たちスポーツ推進委員は、市民の皆さんが日常を通して心身共に健康で充実した一日になるためのお手伝いをします。具体的には、生涯スポーツの推進やスポーツ環境の提供、ニュースポーツの紹介など、地域の活性化に向けて日々普及活動に取り組んでいます。

多種多様な現代社会において、心も体も健康を維持していくことは難しいかもしれません。私たちは、おのおのの体力や年齢、ニーズに応じたスポーツライフがいつでも提案できるように準備しています。熊本県や九州地区・全国で行われる研究大会の参加や女性研修会・新任研修会などで研鑽し、市民の皆さんの期待に応えられるよう知識を習得し日々頑張っています。

その模様を紹介しているのが広報部です。他にも、学校や福祉施設・地域行事へのニュースポーツ講座、スポレク祭、各種スポーツ大会の案内や役員など

も務めています。今後も3カ月に1回、スポーツ推進委員の活動を紹介していきます。講習会・大会にも気軽にご参加ください。

**総会**

4月19日、菊池市青少年ホームにて菊池市スポーツ推進委員協議会の総会が行われました。原田教育長のあいさつの後、全委員に委嘱状を交付。今回11人の委員が入れ替わり、新たな体制で今年2年の活動がスタートしました。

総会では、昨年度の事業・決算報告、役員改選、本年度の事業計画および予算についての審議があり、全会一致で可決されました。



スポーツ推進委員協議会総会

**【新しくスポーツ推進委員になった11人を紹介します】**

 ①中山繁雄 ②旭志 ③伊坂 ④ボート	 ①原口寿洋 ②泗水 ③富の原西 ④バスケットボール	 ①米本智美 ②泗水 ③村吉 ④剣道 バレーボール	 ①伊藤文子 ②泗水 ③田中 ④剣道、サッカー	 ①青木節子 ②泗水 ③北住吉 ④バレーボール	 ①氏名 (敬称略) ②支部 ③地区 ④好きなスポーツ
 ①高野保之 ②菊池 ③迫水・水迫 ④ゴルフ	 ①有田智明 ②菊池 ③今 ④野球	 ①古賀修一 ②七城 ③間所 ④野球	 ①ダイロフ美香 ②七城 ③流川 ④陸上 (長距離)	 ①木村春香 ②旭志 ③川辺 ④バレーボール	 ①村上正樹 ②旭志 ③妻越 ④競馬

**委員のつばやき**

「運動するばい」と問いかけると「きつかけんよか!」と過半数が返ってくる平成時代。運動施設は整い、いつでも運動ができるのに、なぜ体を動かさそうとしないのでしょうか。スポーツ推進委員になって20数年いつも思うことです。地域の皆さんに運動をしてもらおうと体育委員さんたちが頑張っていますが、参加者は年々減り続けています。

歳を取ると体が硬くなり、肩・腰・脚と痛くなって家から出るのが億劫になります。これからの高齢者時代、勇気を出して隣近所に声をかけて運動してみたいかがでしょうか。自分の体は自分で守りたいものです。

**退職者 敬称略 (在職年数)**

米川明子 (19)	山本幸子 (35)
川原田啓 (2)	服部衣代 (28)
小池雄司 (2)	村田義喜 (25)
坂本正輝 (2)	古市幸美 (10)
谷田香代子 (2)	三池 壘 (2)

**平成27年度 国民健康保険税**

問い合わせ先 税務課  
 ☎0968(25)7206

国民健康保険税(以下「国保税」)は、皆さんが病気やけがなどで保険証を使って病院にかかるときに必要となる医療費の大切な財源です。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税(以下「医療分」と後期高齢者支援金分の保険税(以下「支援金分」)、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人(以下「第2号被保険者」)につき算定した介護納付金分の保険税(以下「介護分」)の合算額となります。

**納税義務者**

国保税の納税義務者は世帯主です。加入者一人一人が納税義務者ではありません。世帯主が国保の加入者ではなくても、家族の中に国保の加入者がいるときは納税の義務を負うこととなります。納税通知書などは全て世帯主宛てに届きます。

**平成27年度の税率など**

表1のとおりです。税率は変

(表1) 税額=医療分+支援金分+介護分 (40歳~64歳)

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割 (前年中の所得に応じて)	8.0%	2.5%	2.0%
均等割 (加入者1人当たり)	28,000円	7,800円	10,000円
平等割 (1世帯当たり)	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額	520,000円	170,000円	160,000円

**軽減適用**

所得が一定基準以下の場合、医療分と介護分の均等割、平等割についてのみ、7割・5割・2割の軽減措置があります。ただし、所得申告をしていない場合は、軽減の対象になりませんのでご注意ください。国保加入

わりませんが、法律の改正で課税限度額が変わりました。

者の所得に加えて、擬制世帯主の所得も含まれます。

- 7割軽減 国保加入者と特定同一世帯所属者の所得の合計が「33万円」+「26万円×国保加入者数」以下の世帯
- 5割軽減 国保加入者と特定同一世帯所属者の所得の合計が「33万円」+「47万円×国保加入者数」以下の世帯
- 2割軽減 国保加入者と特定同一世帯所属者の所得の合計が「33万円」+「47万円×国保加入者数」以下の世帯

**非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減**

倒産・解雇・雇止めなど、非自発的な理由によって離職した人は、国保税が軽減される制度がありますので、税務課までお尋ねください。

- 対象者 次の要件全てに該当すること。
- ▼平成21年3月31日以降に離職した人
- ▼雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者
- ▼ハローワークが交付した雇用保険受給資格者証(離職コードが11、12、21、23、31、34のいずれかに該当していること)をお持ちの人・離職日時点で65歳未満の人

※雇用保険特例受給資格者証や雇用保険高年齢受給資格者証をお持ちの人は対象外です。

軽減内容 非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

※前年中の所得が確定していない場合は軽減ができません。申告が済んでいない人は、税務署へ確定申告書の提出、または市へ市県民税申告書を提出してください。

軽減期間 離職日翌日の月から、その月の年度の翌年度末までの期間です。(例：平成27年3月31日に離職した場合は、平成27年4月から平成29年3月31日まで)

普通徴収の人の納期			
第1期	7月31日(金)	第5期	11月30日(月)
第2期	8月31日(月)	第6期	12月25日(金)
第3期	9月30日(水)	第7期	平成28年2月1日(月)
第4期	11月2日(月)	第8期	2月29日(月)

  

特別徴収の人の納期			
仮徴収	4月	本徴収	10月
	6月		12月
	8月		平成28年2月

特別徴収(年金天引き)の人(65歳以上75歳未満のみの世帯で一定の条件を満たす人)は、年金より天引きとなりますが、申し出により普通徴収(口座振替)への変更もできます。